

四日市市楠公民館設置条例施行規則を廃止する規則を公布する。

平成 27 年 3 月 20 日

四日市市教育委員会委員長 渡 邊 悌 爾

四日市市教委規則第 6 号

四日市市楠公民館設置条例施行規則を廃止する規則

四日市市楠公民館設置条例施行規則（平成 17 年四日市市教委規則第 2 号）は、
廃止する。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（市民文化部楠総合支所）